

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後6カ月未満に退職した場合、退職時期に応じて受領した紹介手数料から下記の表に従い返還をいたします。

退社時期	返還する業務委託料
入社から1カ月未満	80%
入社から3カ月未満	50%
入社から6カ月未満	5%

自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用いたしません。

また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で紹介先において職務遂行経験があった場合や紹介先企業の被採用者に対する対応が、各種労働関連法に違反する場合、または労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なる場合に、それを理由に被採用者が自己都合にて退職した場合も乙は甲に紹介手数料を返還しないことといたします。

日数については、入社日から退社日までの暦日数とし、被採用者の休日も含めて算定するものとします。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

事業所名：八翔ビル管理株式会社 エージェント事業部
許可番号（27-ユ-305150）